

蔵家わいん通信 12月号

2018年10月から日本のワインに関する法律が施行されました。ご存じない方が多いこの法律、実は今までとはちょっと違います。今までは、海外から購入したブドウやブドウ果汁を使って国内で生産したものは「国産」と名乗ることができましたが、「日本ワイン」に関する定義が定められ、現在は「国産」と呼ぶことはできなくなりました。

日本にもワイン法？

日本ワイン法が施行してから1年が経過しました。皆様は「日本のワイン」が少し変化したことにお気づきでしょうか。ラベルや商品名が一部変わったものもあります。それはなぜか。それは日本でもワインに関する法律ができたからです。日本もヨーロッパ（EU）と同じようにワインに関する法律が2018年の10月30日から施行されました。正式には「果実酒等の製法品質表示基準」という名称で、ヨーロッパの産地呼称制度などを参考に作られました。

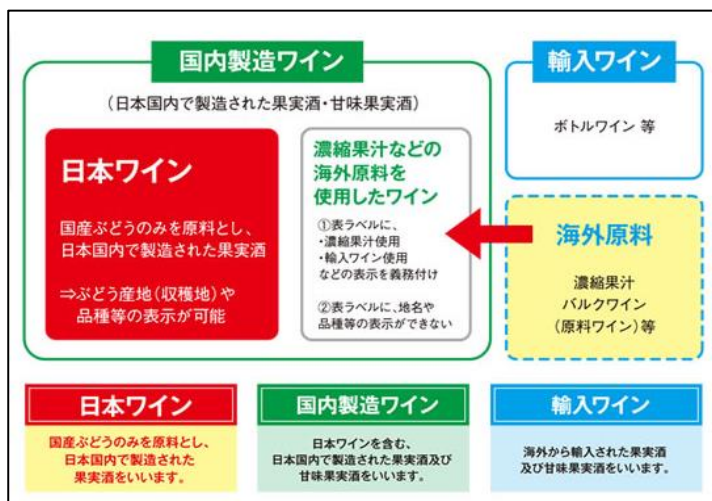
この「果実酒等の製法品質表示基準」の定義により、日本のワインは3つのカテゴリーの分けられるようになりました。

- ①日本ワイン
- ②国内製造ワイン
- ③輸入ワイン

つまり①の日本ワインは、日本で作った原材料（ぶどう）を日本国内で醸造、熟成、瓶詰したものということになります。海外の原料を少しでも使った場合は日本ワインと名乗ることはできず、その場合は国内製造ワインとなります。また、この法律によりラベルに表記できるものも大きく変わり、原料や原産地、収穫年など細かく規定されるようになりました。

- ◆使用するブドウの85%以上が同一地域収穫であれば「地域名」を表記することができる。
- ◆使用するブドウ品種が85%以上であればブドウ品種を表記することができる。
- ◆収穫年を表記する場合は同年のブドウを85%以上使用すること。

このように「日本ワイン」というものが明確にはなってきましたが、逆を言うと残りの15%は表記しなくて良いこととなり、解釈する側によってはワイン造りに影響を及ぼすのではないかと考えられます。ワイナリーがどのような立場で、どんなワインを造るのか、力量が試されるようになってきます。みなさんも、購入の際の参考になさってみてください。



日本ワインに限り、商品名を表示する側のラベル(表ラベル)に①「日本ワイン」という表示ができるほか、次のルールにより、そのラベルに②地名、③ぶどうの品種名、④ぶどうの収穫年を表示できます。

ワインの産地名が表示できる場合	ぶどうの収穫地名が表示できる場合	醸造地名が表示できる場合
①日本ワイン  ②東京ワイン ③シャルドネ ④2016 東京都で収穫したぶどうを85%以上使用して、東京都で醸造したワイン	①日本ワイン  ②東京産ぶどう使用 ③シャルドネ ④2016 東京都で収穫したぶどうを85%以上使用したワイン	①日本ワイン  ②東京醸造ワイン ③シャルドネ ④2016 東京都以外で収穫されたぶどうを使用して、東京都で醸造したワイン

日本ワインの一括表示欄表示例

※記載が必要な事項をまとめて表示した欄を「一括表示欄」といいます。
 ※日本ワインの一括表示欄には「日本ワイン」と表示されるほか、原材料名及びその産地地名が表示されます。
 ※「日本産」に代えて地域名(「東京都産」等)を表示することもできます。

日本ワイン
 品 目 果実酒
 原材料名 ぶどう(日本産)※
 /酸化防止剤(亜硫酸鹽)
 製 造 者 株式会社 蔵家
 東京都千代田区麹町3-1-1
 内 容 量 720ml
 アルコール分 12%

【お問い合わせ先】和・洋酒専門店 **リカーポート蔵家**

〒194-0037 東京都町田市木曾西1-1-15 TEL:042-793-2176 FAX:042-793-2177

E-Mail: machida@kura-ya.com 営業時間: 9時30分~20時 <月曜定休日>